

第1回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 会議録（概要）

開催日時 平成18年6月5日（月）午後2時30分から4時50分
開催場所 ふれあい福祉センター 4階 会議室2
出席委員 15名（2名欠席）

議事

- （1）平成19年度長野市の保育所保育料について
資料に基づき事務局（保育課）から説明をした。

◆質疑応答

委員

平成18年度の保育料は据置きとしたが、平成19年度については所得税の定率減税が廃止になっても、子育て世帯へ急激な負担が生じないように検討を進めていただきたい。子育て減税が導入された時は、改めてそこで見直しをすればよいかと考える。

会長

私もそのとおりと思う。急激な少子化に歯止めがかからないという状況の中、子どもを望む数が増えないことの理由に経済的な不安感というものがかなり上位にあるので、そういうことからすると保育料の値上げということは少子化対策に反することであり、今は値上げをする状況ではないと思う。

事務局

皆さんに今年度のスケジュールをお示ししたいところではあるが、国の動向がなかなか読めない。次回は7月上旬頃に児童福祉専門分科会を開催したいが、その時には政府の骨太方針が見えてくるのではないかと考えている。

近い将来、保育所が幼稚園と同じように施設の直接契約を今の制度の中で何とか変えていくという方向を与党の方で考えているというニュースが流れた。また、保育料の公費負担については全部国が持つということではなく、国、県あるいは市が持つということになり、この保育料というのはいわゆる幼稚園の保育料と、保育所の保育料もある。したがってその辺も今後の問題として考えていく必要がある。

もう一つは乳幼児手当であるが、国においては児童手当の中で0歳から2歳までに拡充したらどうかと論議もされているようにお聞きした。

いずれにしても、いろいろなことが影響すると思っている。今日のところはそのことをご認識いただくとともに、次回、7月上旬に情報をつかめる範囲でお話をする中で、ご検討をいただきたいと思う。

会長

昨年財界において少子化対策大臣ができていて、どの程度の審議をされている

かは分からないが、社会保障の中で児童福祉の占める割合が非常に少ないということが言われている。所轄官庁は、いよいよ子供保険の検討に入った、とかいう話も聞いている。

今後いろいろと動きがありそうなので、十分検討されるようお願いする。

委員

県内各市の保育料軽減状況の資料中、長野市は松本市と比較して軽減率が高いのに1人当たりの保育料が高いということはどういうことなのか。松本市は低所得者が多いということなのか。

事務局

1人当保育料は全体の保育料を児童数で割ったものであり、実際は所得階層毎における児童数分布割合や軽減額に差があるため、一様に1人当保育料と全体の軽減率とは結びつかないところがある。

委員

その場合、軽減措置は市の施策とどう結びつくのか。

会長

3歳未満児と3歳以上児ではかなり保育料が違う。3歳未満児数が多いと保育料が上がるので、もしかしたら長野市の場合は3歳未満児数が他市と比べて多いのかもしれない。

事務局

そういう事も考えられる。他市との比較データが無いのではっきりと分からないが、どこの部分で多いかというところで数字は変わってくる。

委員

軽減した費用対効果はどのようになっているのか。

会長

税の施策をしっかりと費用対効果まで視野に入れて施策しなければいけないという、大変時代にあったご意見をいただきました。

事務局

次回にいろいろとご意見をいただきたい。例として、3人のお子さんがいて1人目は小学生、2人目、3人目が保育園の場合、保育料は2人目が半額、3人目が無料とすることがある。これも一つの政策といえば政策であるので、こういったことも次回にお話をしていきたいと思っている。

委員

長野市は少子化対策ということで保育料を据置くということであれば、これだけ良い事を行っているということはどうやって知らない家庭にPRしていかれるのか。

事務局

長野市の保育料に関しての基本的な考え方は、家庭の負担をあまり増やさないと

うことである。少子化対策については、保育料だけでなく他にもいろいろあり、長野市全体で考えているので、周知も全体で行っている。

委員

認定こども園の中には内容的に保育も入っている。保育園は市の補助金が入るが、認定こども園の方には保育は母子としての目的に入るのか、それとも保育園と同じような負担軽減をとられるのかどうか。

事務局

認定こども園の場合、4つのタイプがある。

一つが幼稚園と保育園両方が連携した「幼保連携型」、これは幼稚園を認可したもので、保育園を認可したものが両方とも備わっている施設である。

二つ目が「幼稚園型」、現在認可されている幼稚園に保育所の機能をプラスしたもので、この保育所については認可されたものではない。

三つ目が「保育所型」、これは幼稚園型と反対で、認可された保育園に幼稚園機能を持たせたもので、幼稚園は認可されたものではない。

四つ目が「地方裁量型」、これは幼稚園、保育所ともに認可されていないものである。

幼保連携型については、文部科学省と厚生労働省から財政措置がされ、負担の軽減がとられる。基本的に国の財政措置については、保育所または幼稚園としての認可されている部分のみ行われる予定。入所についても市を通さずに直接行うようになるので、施設側が認めれば入所は可能となる。認定こども園になれば0歳から5歳のすべての子供が入所できるということになる。

委員

その時に認定こども園に通われる0歳児のお子さんが市の保育園並みの援助が受けられるのかどうか。

事務局

現在、国から具体的な基準が示されていないが、それを基に県で条例化をして県知事がこども園を認定するということになる。

現在のところ、認定こども園に関わる認可については通常、保育所の認可では定員60名のところ、幼稚園に保育所機能を付加する場合は、10名でも認可されるようになり、この場合に国では運営費を負担することになるが、負担割合など詳細については不明である。

副会長

聞いていけば3歳未満児とか3歳以上児、子育て、少子化とかいう言葉がどんどん出てくる。3歳未満児とか3歳以上児ということは範囲がよく分かりますが、子育てというのはいったい幾つまでのことを子育てというのか、市の子育てについての考えを聞かせてほしい。

事務局

子育て支援には、就園しているお子さんは勿論、その保護者に対する支援を行うほか、地域子育て支援センターにおいて育児相談や電話相談を受けるなど幅広いものがある。現在、市内には12箇所の地域子育て支援センターが保育園に併設されている。

また、おもちゃや絵本を持って地域の公民館や児童館に出かけ、一緒に遊んだり、子育て相談をするなどの出前広場も行っている。

今後は、在宅で子育てをしている皆さんが出前広場に参加していただければと思っている。

委員

私たちは「三つ子の魂、百まで」という言葉があるように、十分親子が接しながら子育てを行ってきた。ところが今は、子供を産んで0歳から保育所に預けている家庭もあり、それでは親子のつながりや情がない。親子の情を大事にするような組織も必要であるので、保育料が安ければ安いほどよいというものではないと思う。むしろ高くした方が保育所に預けない家庭が増えるので、それも一つの考え方だと思う。

委員

今の意見について、母親が子供に愛情を注げば注ぐほど立派な子供が育つという考えであれば私は反対だ。子供の面倒は夫婦や家族全体でみるということが基本だと考える。

報告事項

(1) これからの公立保育所のあり方について

資料に基づき事務局（保育課）から説明をした。

◆質疑応答

会長

若穂幼稚園のモデル事業についてお聞きする。

事務局

若穂地区の若穂幼稚園であるが、先程申し上げた認定こども園という形のものだが、そのモデル園として県内で1園だけ指定された。18年度についても半年間、9月一杯まではモデル事業として実施され、多分10月からは県へ認定申請をされ、認定ということになるかと思う。幼稚園に認可保育園を付加し、認定こども園というものを設置しているという考え方で現在進められている。

会長

その他に準備をしているところはあるか。

事務局

信州大学附属小学校の隣に「朝陽」という認可幼稚園があるが、そこでは今年の4

月から認可外保育ということで0歳児から預かっている。そこについては認定こども園の制度化を待って県知事へ申請され、認定されていきたいということである。現在、こちらで把握しているのはこの2箇所である。

会長

今、認定こども園について、最終的にどこに入れるかということになるという話があると聞いたが、これは改めて施設を造るのではなく、ある施設を代用するということで形を変えていくということか。

事務局

そのとおり。これは元々国が考えたもので、都会の保育所は園児が多く、入所の順番を待っているという状況の中、幼稚園は比較的空いている部屋があるので、そこを利用できないかということの対策というように聞いている。

それと制度化をして、使う・使わないは地方の考え方と言っているが、結果的には、制度化をされるわけであるから、現に長野市でも2箇所の幼稚園が実施をするということになっているので、一緒に考えていく必要があると思う。これは保育所や幼稚園にとって影響は多分にある。

会長

認定こども園は、現在の施設と併用はできるのか。

事務局

施設の大きさや職員の数、資格等といった施設の設置基準があるので、申請すればすべて認定となるものではない。認可幼稚園、認可保育所それぞれ一つの基準を踏まえた上でできている施設に、幼稚園機能及び保育所機能を付加させるということになる。

その中で通常、保育所の認可には定員60名が必要だが、幼稚園が認可保育所として機能を付加する際には、保育所の定員は10名でも、合わせて60名の定員となる場合は認可するというのが国の考えである。

委員

今のことに関連するが、総合施設とはどういう施設なのか。

事務局

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設で、最近、認定こども園という具体的な名称になった。認可幼稚園に保育所機能を備えるということは、通常、幼稚園は3歳になるお子さんから預かっているが、保育所と同じように0歳から預かろうということである。当然、施設は乳児から預かるような改修が必要になってくる。

認定こども園は県知事に申請し、認可されたものを言うが、以前は幼稚園と保育所の機能を両方備えた総合的な施設という意味で、そう呼ばれていた。

委員

公立のこども園になるということだが、私立のこども園ができた場合、保育料は二

本立てになるのか、どうなるのか。

事務局

これがまた問題となる部分で、公立でやるということになれば市が条例や規則を決めていくわけだが、私立がやるということになれば、そこで料金を決めていくということになる。

委員

それは、長野市の19年度の保育料にはまだ関係ないということによいのか。

事務局

19年度から公立保育所で認定保育所をやっていくという考えは、現在のところ持っていない。もう少し先になると思う。

委員

資料に保育所入所要件に「保護者の就労等」とあるが、これについては、内職とは別の考え方でよいのか。それと就労等ということだが、勤めている方が産休をしっかりとりなさい、とかいう指導はどうなのか。

事務局

就労等という中には農業もあるし、仕事を探す、求職ということも1か月間は入所できるし、産前、産後の時とか、病気或は同じ世帯の中で病気をされている方があれば、その介護をしなければならない状況だとか、そういうことも含まれている。内職はその度合によるが、1日どれだけの時間がそこで費やされるのか、一般的に時間給で短時間のパートという方は、就労等には入らない。

それから公立の場合、産後は4か月からお預かりすることになっている。入所については保育所の保護者の就労等という問題と保育所の定員、今、何人ぐらいのお子さんがそこで受けられるのかという状況も考慮した中で話をさせていただくことになる。

産休の指導については、委員さんのおっしゃるとおり、育児休暇が十分取得できる会社等については、窓口でそちらの制度をお使いに、というお話はできるが、それぞれの会社等の事情があり、なかなかそこまで入り込むことができないということをご理解いただきたい。

委員

少なくとも産休が終わった後、保育所に預けるといふことなら分かるが、産休も取らずにすぐ預けるといふことはどうかと思う。保育園は産休中でも保護者の申し出があれば預かるのか。親子のつながりがない保育では困るので申し上げた。

委員

私立保育所は最低でも2か月からの預りとしており、労働基準法による産休途中の受入はしていない。

会長

産休育休期間は労働基準法でもだいぶ長くなってきている。

(2) 長野市次世代育成支援行動計画の進捗状況について

資料に基づき事務局（児童福祉課、保育課）から説明をした。

交付金対象事業（こども広場事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、延長保育促進事業）について委員に事業評価（アンケート）の依頼をした。

◆質疑応答

委員

どれもすばらしい事業だと思う。今日の説明で評価しろということであれば評価するが、ぜひ、自分でも施設等見学してみたいので、その後で評価したい。

委員

経費面での評価はしなくていいのか。

事務局

あくまでも内容だけの評価でよい。

(3) 児童館・児童センター等のあり方について

資料に基づき事務局（児童福祉課）から説明をした。

◆質疑応答

委員

児童館の任用について、館長や厚生員等の雇用期間は1か月以上1年ないし会計年度を超えることはできないとある。これは1年で辞めさせられるみたいにとれるが、みなさん納得して勤めておられるのか。再雇用ということはどこにも書いてない。ある施設では、辞めさせられたということを聞いているが実態をよく調べてほしい。

事務局

市の会計年度は4月から3月までの1年となっており、児童館の管理運営については指定管理者である長野市社会福祉協議会が行っており、市で予算措置をしている。児童館の任用については長野市社会福祉協議会で決めているが、予告なく解雇することはないと思う。実態は調べてみる。

以上